

Ⅱ 農業構造の部

解 説

この部には、「2020 年農林業センサス（農林業経営体調査）」及び「農業構造動態調査」結果から農業経営体、農家等に関する項目、「集落営農実態調査」結果から組織形態別集落営農数を収録した。

1 調査の概要

(1) 2020 年農林業センサス（農林業経営体調査）

ア 調査対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者。ただし、試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

イ 調査期日

令和 2 年 2 月 1 日現在

ウ 調査方法

農林水産省—都道府県—市区町村—統計調査員—調査対象の実施系統で行い、統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法を取った。

また、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

なお、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

エ 調査対象の属性区分の変更

2005 年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015 年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020 年調査では、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

(2) 農業構造動態調査

ア 調査対象

2020 年農林業センサスで把握した全国の農業経営体（個人経営体、団体経営体）及び 2020 年農林業センサス以降に把握した新設団体経営体を対象とした。

イ 調査期日

毎年 2 月 1 日現在（農林業センサス実施年を除く。）

ウ 調査方法

個人経営体調査は、統計調査員が調査対象経営体に調査票を配布し、調査対象経営体が調査票に記入する自計調査の方法を基本とし、調査対象経営体の希望により統計調査員による面接調査の併用により行った。調査票の回収は、統計調査員による回収、政府統計共同利用システム又は郵送の方法により行った。

また、団体経営体調査は、調査対象経営体に調査票を郵送により配布し、郵送又は政府統計共同利用システムにより回収する自計調査の方法により行った。

(3) 集落営農実態調査

ア 調査対象

全国の市区町村（調査実施時点における最新の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象とした。

イ 調査期日

毎年2月1日現在

ウ 調査方法

農林水産省から調査対象に対して調査票を電子メールにより配布し政府統計共同利用システム、電子メールにより回収する自計調査の方法により行った。

2 定義

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業

① 露地野菜作付面積 15a

② 施設野菜栽培面積 350㎡

③ 果樹栽培面積 10a

④ 露地花き栽培面積 10a

⑤ 施設花き栽培面積 250㎡

⑥ 搾乳牛飼養頭数 1頭

⑦ 肥育牛飼養頭数 1頭

⑧ 豚飼養頭数 15頭

⑨ 採卵鶏飼養羽数 150羽

⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽

⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

法人経営体

法人化して事業を行う者をいう。

経営耕地面積

農業経営体が経営する耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）の面積をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

準単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

主副業別

主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がい

基幹的農業従事者	ない個人経営体をいう。 15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
集落営農	「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農を行う組織をいう。 ただし、以下に該当する取組のみを行う組織は、集落営農組織には含めないこととする。 1 農業用機械の所有のみを共同で行う取組 2 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組